

会員の皆様 はり師、きゅう師が明記！

平成 26 年 4 月 28 日に開催されました、第 100 回社会保障審議会介護給付費分科会の資料の中、「医療・介護サービスの提供体制改革後の姿（サービス提供体制から）」の地域包括ケアシステムの図の中に『はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師・・・』が明記されました。

○各県師会会長の皆様へ

6 月 9 日（月）日本鍼灸師連盟総会に各県師会会長・役員の方のご出席のお陰で、議員の方々も動き、はり師・きゅう師が厚労省発出の公的種類に明記されました。先生方のご協力に感謝申し上げます。

さて、都道府県庁へ！ 市区町村へ！ 行動開始！

「医療・介護サービスの提供体制改革後の姿（サービス提供体制から）」

- ① この地域包括ケアシステムの図を持って、各都道府県の老人保健課に訪問（都道府県庁によって名称が違いますので、調べてから訪問して下さい）。
- ② 各鍼灸師会は、都道府県の委員会に参加協力していくことをお伝えください。その後、各地域の責任者が関係する各自治体および市区町村ならびに、地域包括支援センターを訪問し、参加協力していくこと、そして『地域ケア会議』に参加協力することをお伝えください。
- ③ 訪問した、各自治体および市区町村あるいは地域包括支援センターより『地域ケア会議』参加への連絡がありましたら、必ず参加して下さい。
- ④ 『地域ケア会議』に参加することで、平成 27 年度から全国で始まります地域包括ケアシステムのメンバーとして、行政・医療関係者・介護関係者などの方々が、はり師・きゅう師を認めることとなります。
- ⑤ 行動しなければ、はり師・きゅう師はこのシステムから、外されていくことでしょう。行動しない地域は、今後始まる地域医療に参加できなくなると考

えます。

- ⑥ 平成26年6月25日、仲野会長と厚労省老健局老人保健課課長を訪問し、はり師・きゅう師、明記のあいさつに行きました。「国は、市区町村によって温度差はあるかもしれませんが、ぜひこのシステムに参加し、あらゆる職業の方々、皆さんで地域を支えて行って下さい」とのことです。

☆行動あるのみ！☆

下記の資料の資料2の14番目のスライドに、掲載されています。

* 最下段に記載されています。

* 保健師、助産師、診察放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命師、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、社会福祉士、介護福祉士等

第100回社会保障審議会介護給付費分科会資料

日時：平成26年4月28日（月）13：00～15：00

場所：全国都市会館 大ホール（2階）
東京都千代田区平河町2-4-2

○資料

- [議事次第（PDF：51KB）](#)
- [社会保障審議会介護給付費分科会委員名簿（PDF：98KB）](#)
- [資料1 今後の検討の進め方について（PDF：131KB）](#)
- [資料2 介護保険制度を取り巻く状況（PDF：4,735KB）](#)
- [資料3 平成24年度審議報告指摘事項及び対応状況について（PDF：194KB）](#)
- [資料4-1 在宅サービスについて（PDF：3,753KB）](#)
- [資料4-2 施設・居住系サービスについて（PDF：3,495KB）](#)

○不明、疑問などがありましたら、

日本鍼灸師会へ FAX 03-3985-6622

医療・介護サービスの提供体制改革後の姿（サービス提供体制から）

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員その他の専門職(※)の積極的な関与のもと、患者・利用者の視点に立って、サービス提供体制を構築する。

